

■おもてなしのやまなし観光振興条例の概要

【前文】

- ・ 県民は、山梨県の豊かな自然や特産物等の魅力や価値を十分理解しているとは言えない。
- ・ 地域を知ることにより生まれた誇りや愛着は、来訪者を温かく迎え、地域の魅力を伝えることにつながる。
- ・ 「山梨ならではのおもてなし」は、来訪者の感動を生み出すものであり、観光振興を図っていく上で取り組んでいく必要がある。
- ・ 県民が一体となって「山梨ならではのおもてなし」を推進し、活力に満ちた地域社会の実現を目指し条例を制定する。

【目的（第1条）】

- ・ 本県経済の発展
- ・ 活力に満ちた地域社会の実現

観光産業が本県の基幹的な産業として発展

観光の振興

【定義（第2条）】

『おもてなし』

- ・ 旅行者の立場に立つて
- ・ 温かな心配りによる接待
- ・ 良好な景観の形成、施設の整備等による安全性、利便性、快適性の確保
- ・ 地域の特産物の活用、歴史、文化的資産等の保存及び活用

により旅行者をもてなすこと

【基本理念（第3条）】

観光振興には「おもてなし」が重要

観光の振興は、県民等が地域に対する理解と関心を深め、誇りと愛着を持ち、おもてなしを実践することが重要であるという認識で推進

観光振興は、県民総参加により推進

観光の振興は、県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県が相互に連携を図りながら協力して推進

観光振興は、県経済の発展のために重要

観光の振興は、多様な産業が関連するものであり、県経済の発展のために重要であるという認識で推進

人材の育成

観光の振興は、人材の育成が重要であるという認識で推進

持続的な観光の振興の実現

観光の振興は、持続的な観光の振興の実現のため、良好な自然環境、景観、文化的資産等の保存・保全が重要であるという認識で推進

安全・快適の視点

観光の振興は、UDを推進すること等により、全ての旅行者が常に安全・快適に旅行ができるよう配慮することが重要であるという認識で推進

【観光振興の担い手の役割等（第4条～第8条）】

県の責務

県民の役割

観光事業者の役割

観光関係団体の役割

国等との連携

【観光振興のための施策の方針（第9条～第12条）】

おもてなしの推進

（第9条）

- ・ おもてなしを推進するための施策を行います。
 - ◆ 県民が地域についての理解と関心を深めるため、地域の知識の習得や新たな魅力の発見の機会の提供
 - ◆ 観光従事者の接遇の向上を図るための研修等の機会の提供
 - ◆ 良好な景観の保全、創出
 - ◆ 施設整備・管理、二次交通の充実等による安全性・利便性・快適性の確保
 - ◆ 特産物の付加価値の創出、活用
 - ◆ 文化財等の保存及び活用
- ・ 県民総参加によるおもてなしに取り組む気運が醸成されるよう、表彰等の事業を行います。
- ・ 「おもてなし推進週間」を設けます。

多様な観光の推進

（第10条）

- ・ 新たな観光の分野の開拓を図るための施策を行います。
 - ◆ 旅行者の需要の情報収集
 - ◆ 自然体験活動、農林業、工業等の体験活動を目的とする旅行、県民等による地域の特性を生かし企画した旅行等の多様な形態の旅行の創出、普及等
 - ◆ 都市農村交流、二地域居住等を促進します。

外国人旅行者の来訪の促進

（第11条）

- ・ 国外からの旅行者の受入れ体制を確保するための施策を行います。
- ・ 国際交流を促進するための施策を行います。

広報宣伝及び情報提供の充実

（第12条）

- ・ インターネット等多様な媒体を活用した広報宣伝のための施策を行います。
- ・ 旅行者への情報提供のための施策を行います。

【観光推進計画（第13条）】

○観光の振興に関する施策を総合的・計画的に推進するため、観光振興に関する基本的な計画を策定します。

【統計調査等（第14条）】

○観光振興に関する施策を策定・実施するため、統計調査等の調査を行います。

【推進体制の整備等（第15条）】

○観光の振興に関する施策を総合的・計画的に推進するための体制を整備します。
○観光の振興に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。